

第1回まちづくり町民会議会議録

日時	平成20年7月3日（木）午後6時30分～午後8時30分			
場所	会津美里町役場高田庁舎 北第3会議室			
出席者数	委員 10名出席			
委員	氏名	氏名	氏名	氏名
	間船一男		高橋博之	塩田光顕
	佐藤国男	石川栄子	橋爪伸喜	渡辺秀造
	斎藤力衛	福田祐子		
事務局	町長	渡部英敏（途中退席）	総合政策課長	弓田秀樹
	総合政策課補佐	佐藤 智	総合政策係長	木崎 稔
	総合政策課	榎森正典	総合政策課	横山美代子
	総合政策課	渡部朋宏		

1．開会

2．町長あいさつ

皆さん、お晩でございます。本日は、お疲れのところ、夜間、お集まりをいただき、誠にありがとうございます。また、この度は、「まちづくり町民会議委員」に自主的に、応募していただきまして、心より感謝申し上げます。

「まちづくり町民会議」は、ご案内のとおり、本町が掲げております“町民とともに考え、行動する協働のまちづくり”実現のために、町民の皆さんと一緒に考えて考え、基本的な自治体の運営のルールを作っていくことが主旨であります。

この背景には、平成12年4月1日に地方分権一括法が施行され、これまでの金太郎アメ的なまちづくりでなく、自主的なまちづくりを皆さんとともに考えていこうと言うことであります。私も、首長として10年が経過し、これまで様々なまちづくりに取り組んできた訳ですが、一度立ち止まって、町民の皆さんの意見を聞いて、ステップアップしていくことが必要だと認識しています。従いまして、我が町の進むべきルールについて、ご意見いただければと思っております。

これから数回の会議を開催することになると思いますが、最終的には我が町のまちづくりに住民がどのように参加していくべきか、それをまとめていただくのが皆さんの仕事になると思うのでよろしく願いします。

条例案の策定にあたりまして、このように直接、町民の方々と話し合っ作業していくという取り組みは、職員にとっても初めてであります。また、具体的な参加手法や手続きを明記された条例は、県内で初めてとなります。どうかよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、今、行政は、職員も含めて変わろうとしております。変わらなければならないと思っております。どうか、皆さんの英知を結集して、“真に住民を起点とした行政運営”、“町民とともに考え、行動する協働のまちづくり”の実現のために、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

3. 参加者自己紹介（参加の動機、まちづくりに対する考えなど）

（1）事務局職員の自己紹介

（2）委員の自己紹介

現在、農業委員をやっているが、農業の分野に少しでも私の意見が貢献できればと考えている。

本郷地域から高田地域に引っ越してきた。本郷の時には、様々なボランティア活動に参加してきたが、今後も参加していきたい。

合併してからまもなく3年になるが、まちづくりに興味を持っていた。皆さんと勉強しながら参加したい。

今までボランティア等をしたことがないが、地域の活性化のため、また、後の世代のもの達が生活できるようなまちづくりを考えていきたい。

町の行革委員にもなっている。町民の声が町に届くようにするためには、徹底した情報公開が必要である。協働のまちづくりを進めていきたい。

メンバーの中では最高齢であるが、医療・福祉の分野に40年関わってきた。その経験をまちづくりに活かしていきたい。

お年寄りと子どもが喜んでもらえるようなまちづくりを進めていきたい。

今まで政治には興味がなかったが、美里町のまちづくりに少しでも協力していきたい。

美里に住んで、美里を理解し、少しでも町の活性化に貢献できればと考えている。地域のエゴが強く、住民の意識が低いように感じられる。よさこい等に関わっているが、美里町全体に広がっていけばよいと考えている。

地元で酪農を営んでいる。長男が高校生だが、いずれこの町に帰ってきて、この町に残りたいと思えるような町にしていきたい。

4. 「まちづくり町民会議」についての説明と意見交換

【事務局からの説明要旨】

今日は初めての会議ということもあり、資料に基づき、特に以下の2点について事務局から説明する。

会津美里町で「住民参加条例」を制定することとしたまちの考え（背景、経過など）

条例を制定するにあたり「まちづくり町民会議」を組織したことについて、

（どういう目的で、何を検討するのか、どういう方法で会議をすすめていくのか など）

この2点について、町民会議の委員と職員とで共通認識を持って進めていきたい。

条例制定の背景

まずは根本的な観点から整理する。

日本国憲法第92条に「地方自治の原則」について規定されている。

地方公共団体（県や市町村）の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて……

「地方自治の本旨」とは？

「住民自治」と「団体自治」が通説となっている。

条例制定の背景

「自治」とは？

自分たちの地域のことを、自分たちで決めて、自分たちで行動すること

「住民自治」とは？

地方自治体（町）は、住民が中心の自治を行わなければならないこと

「団体自治」とは？

町は、国の干渉を受けることなく、地域のことを、自分たちで決めることが出来ること
社会背景云々でなく、このことが、「町の運営＝まちづくり」の根本（原則）である。

条例制定の背景

この原則を踏まえて、会津美里町でもこの原点に戻ったまちづくりをしていく必要があると認識した。
同時に

地方分権の時代になり、国や県からのおしつけでなく、自らのことは自らが責任を持って、地域で
独自のまちづくりをしていかなければならないこと
財政が年々厳しくなり、町民の要望に対しても、「あれもこれも」から「あれかこれか」を選択しな
ければならなくなっていること

これら課題解決として

町民の要望を的確に把握し、まちづくりを行っていくためにも、町民一人ひとりが直接的に意見を言
える仕組みなど、より幅広い町民の考えを反映したまちづくりの「ルール」を決めていくべきである。

経過

視点を変えて、町の計画等におけるまちづくりのルール（条例）の位置づけを整理すると

町の最上位計画である第一次振興計画においても、住民と行政の協働によるまちづくりを進めるた
めの指針を明確にし、その条例の制定を検討するとしている。

町の行財政改革の取組を記載した集中改革プランにおいても、「協働によるまちづくり基本方針」を
策定することとしていたが、より実効性の高い条例化に向けた検討を進める方が、有効であると判
断したこと。

経過

昨年からの具体的な経過を整理すると

H19.9 議会より提言

町の憲法として位置づけられる自治基本条例の制定や住民参加手法の拡充、行政情報の積極的公
開など、50数項目の提言

H19.11 提言を受けて、若手職員の公募による庁内ワーキンググループを設置（H20.3 報告書）

全国の事例として、先進自治体に倣って自治基本条例を作ったが、理念条例で抽象的な記載であ
るため、住民も職員も何を具体的にやるのか分からず、きちんとした条例の運用がなされていない
自治体も見られる。

H20.4 まちの方針決定

自治基本条例は、まちづくりを進めるうえでの理念を定め、例えば、住民の責務（住民は し
なければならない）等を条例で示すものであるが、その前に、役場でできることはきちんとやるこ
と、役場が住民から信頼されるような取組を行い、まず役場から変わっていくことが、重要である
と結論づけ、行政活動を住民起点のものにしていくために、行政活動への具体的な住民参加手続を
規定する住民参加条例を制定する。

住民参加推進条例とは？

役場が住民から信頼されるものになっていくための手段としての住民参加推進条例について
住民参加推進条例には、役場側と住民側それぞれの視点が考えられる。

(役場側)

役場で行う様々な仕事(計画を作ったり、新たな制度を作ったり、事業を実施したりなど)を決定する際に、必ず住民の意見を聞くこととし、その具体的な手続を、議会の議決を経て決定される条例によって、町民と約束するもの。

(住民側)

今までどういう理由で決まったか分からなかった事業などが、決定される前にその理由とともに公表されることにより、意志決定過程が明確になり、意見を述べたり、提案したりすることが制度として保障される。

その前提として、役場で持っている全ての情報(個人情報に該当する情報を除く)を公開すること。行政の情報は、役場のものではなく、町民との共有財産であることを改めて認識し、その制度をきちんと整理する必要がある。情報を住民と役場が共有して初めて、この制度が運用されると考えている。

推進体制

条例づくりを進めていく体制としては、住民の代表で組織する「まちづくり町民会議」と、係長以下からの公募による職員で構成する「庁内検討組織」(10名)を設置し、互いに連携・協力しながら、条例を作っていきたい。

まちづくり町民会議

住民参加条例は、町民の意向を町政に反映させ、よりよいまちづくりを行っていくことが目的であり、そのためには条例の意義を町民に分かってもらうことが非常に重要である。したがって、役場内で一方的に作るのではなく、町民とともに作っていくこととする。

目標

町民会議の目標は、まず条例を作ること！条文化については専門的な部分もあり、庁内検討会議(職員)が中心となり作っていくことで考えているが、町民会議では、その材料となる、まちづくりに関する意見(特に参加の分野)についてまとめてもらう。

今までの役場の会議は、役場で素案を作り、それに対し意見をもらうことで進めるものが多かったが、この町民会議では、白紙の状態から皆さんとともに作っていきたい。

組織

町民会議のメンバーは、人数は限定せず、常時募集する体制をとりたい。現在15名の方が委員になっているが、人数は多ければ多いほどよいと考えている。是非、友人等も誘って参加してほしい。

その他

座長、副座長を委員の互選により決めることとしているが、これは今日決めるのではなく、数回の会議を開催していく中で、決めていきたい。

会議は公開で行う。会議録も作成し、ホームページで公開する。なお、委員の名簿については公開したいが、会議における発言の個人名については、公開しないこととする。公開を希望しない場合は、事前に申し出てほしい。

任期は、条例の施行日までとなる。

報酬は、案内のとおり無報酬でお願いしたい。

個別分野に対する意見（例：教育、環境、・・・）については、今回言ってもらってもかまわないが、町の総合計画が平成 22 年度で切れるため、来年度より具体的な作業を進めることとしている。総合計画づくりにおいても、この町民会議で検討してもらおうとも考えている。

会議運営の手法・ルール

基本的にワークショップ形式により運営していきたい。具体的には、「設定したテーマに対し、数名のグループで話し合ってもらい、その検討結果を、全体で発表する」という手法をとりたい。この手法のメリットとしては、声の大きい人だけの意見が反映されるのではなく少数意見も尊重されること、問題点が共有されること、固定観念にとらわれない自由なアイデアが発想できること等がある。

会議のルールとしては、まず他人の意見を批判しないこと。また、数で勝負、とにかく思いつくことをたくさん出してもらいこと、等

詳細の進め方については、実際に行う前に再度説明するが、今回は大まかのイメージをつかんでほしい。

ワークショップのテーマ

テーマについても、会議の中で決めていきたいが、（案）として事務局で設定した。実施していく中で変わっていくことも当然あると考えている。

～テーマ（案）～

まず、まちづくりの現状を把握する意味から

「役場（職員）に対して思うこと」

「まちの現状に対して思うこと」

現状を踏まえて

「何が問題なのか？」

「どんなまち（理想とするまち）にしたいか？」

現状と理想をギャップを埋めるために

「行政（役場）ができることは？」

「そこに住民がどう参加できるか？」

というようなテーマで、数回開催したい。

想定スケジュール

あくまで、目安と考えてほしい。目標としては、年度内に素案を作り、パブリックコメントや住民説明会を経て、平成 21 年 9 月議会に上程、平成 22 年 4 月からの施行と考えている。

【質疑応答】

Q この会議は条例をつくるのが目的と認識したが、ワークショップのテーマを見ると、まちづくり全般の話題となっている。あまりにも広がりすぎていないか。

A 確かに条例の制定が最終目標ではあるが、まずは、まちづくりの現状把握など、広い視点での検討が必要だと考える。ゼロからの出発であり、分野を狭めず、様々な意見を集めるところから進めていきたい。条例に盛り込む項目については、改めて整理したい。

Q 町には男女共同参画条例があるが、委員の構成を見ると、女性の数が非常に少なく、また、20代、30代の委員も少ない。広報紙等で知らせるだけでは十分でなく、(事務局では)もっと女性や若者を集める努力が必要ではないか。

A 今回は、全て公募によって委員を募集していることも理解してほしい。また、委員については、随時募集しているので、今後、幅広い世代や女性の方も参加していただけるよう事務局でも努力していきたい。

Q 夜間の開催となるが、終了時間の目安は定めないのであるか。

A 委員の皆さんの話し合いの中で、開始時間と併せて検討してほしい。

会議は午後7時から開始し、2時間とする。

ワークショップという馴染みの少ない手法で検討することになるが、職員もグループに入ってお手伝いをしながら進めていきたい。緊張しないで、楽しく進めていければと思っている。また、課題に対し役場側で一つひとつ答えるのではなく、一緒になって考えていければ、よいものができると考えている。

Q 委員は住民の代表ではなく、個人的な思いで参加している。年代的にも偏りがある中で、条例をつくるのは困難ではないか。

A 条文化については、専門的なことでもあるので、役場内の庁内検討組織の中で作業を進めていきたい。町民会議では、その材料となる、まちづくりに関する思いをまとめてほしい。素案ができた後、パブリックコメントや住民説明会等で広く住民の意見を聴取する考えでいる。

Q 条例がどういったものかを理解してから検討を進めた方が効果的であり、先進地のモデルを先に示すべきだと思うが。

A 必要があれば提示することは出来るが、それによって、視点が狭められてしまうことも懸念される。まずは、先進条例にこだわらず、様々な意見をだして検討する中で、先進事例が必要であれば、お示ししたい。

Q 20代、30代の方が非常に少ない。子ども連れでも参加できるような体制を整備することも必要ではないか。昼間や夜間など、参加する会議を選べるように出来ればよいと思う。

A 検討していきたい。

Q 住民参加の必要性については理解しているが、現実には、どのように参加していいのかわからないのが現状である。講演会の際には、先進的な取組等紹介してもらえれば効果的と思う。

A 時間的に厳しいかもしれないが、講師の先生に伝える。

【意見等】

いろいろな方の目に触れるためには、通常の区長文書配付と別にすると効果的と思われる。

条例をつくらうとする町の考え方は賛同できる。町の現状を見た場合、例えばまちづくり懇談会などに対する参加者が非常に少ない。住民の考えがどこにあるのか、ここが理解できなければ、何も始まらない。そのことを肝に銘じてまちづくりを進めるべきである。

広報の仕方を工夫すべき。例えば、広報車で広く周知してはどうか。「まちづくりの何かをやっている」ことが分かってもらえるだけでも効果があると思う。

職員はぜひ現場を見てほしい。自ら足を運ぶことによって、町民の思うことが分かるようになるのではないか。

住民が参加できる手法を考えるべき。例えば、人の集まる場所に目安箱を設置するなどすれば効果的ではないか。

5. その他

- 第2回まちづくり町民会議 平成20年7月6日(日) 午後2時～ 福島大学今井教授を迎えた学習会
- 第3回まちづくり町民会議 平成20年7月30日(水) 午後7時～ 高田庁舎
- 第4回まちづくり町民会議 平成20年8月6日(水) 午後7時～ 高田庁舎

6. 閉会